

東京都十一市競輪事業組合公共工事の前払金及び中間前払金取扱要綱

令和 5 年 7 月 2 1 日

要綱第 4 号

第 1 通則

東京都十一市競輪事業組合契約事務規則（平成 1 0 年規則第 2 号。以下「規則」という。）による公共工事の前払金及び中間前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 前金払の対象

規則第 3 7 条第 1 項に規定する前金払の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事並びに土木建築に関する工事の設計、調査及び測量（以下「工事等」という。）とする。

第 3 前金払の制限

第 2 の規定により、前金払の対象とされる工事等であっても、材料を支給する工事等で、支給材の価額が契約金額に支給材の価額を加えた額の 4 割以上のものについては、前払金を支払わない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

2 前項に定めるもののほか、管理者が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

第 4 前払金の端数整理等

前払金に 1 0 万円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて支払うものとし、前払金の額が 1 0 万円未満のときはその全額を支払わないものとする。

第 5 前金払の対象、率等の明示

前金払の対象とされる工事等及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ、入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

第 6 前払金に関する特約事項

前払金を支払う工事等の請負契約には、次の各号に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

第 7 前払金の請求手続

前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を組合に提出させたうえで行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事等の着手時期を別に指定する場合その他管理者が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なく、これを支払うものとする。

第 8 契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還

規則第 37 条第 2 項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、前払金を追加払する場合においても、増額後の契約金額が 10 億円未満の場合の前払金の合計額は 1 億円を、増額後の契約金額が 10 億円以上の場合には契約金額の 1 割を超えることができないものとする。

- (1) 契約金額を増額した場合 増額後の契約金額の 3 割（土木工事、建築工事及び設備工事については、4 割）に相当する額（10 万円未満の端数は切り捨てる。以下次号において同じ。）から支払済みの前払金の額を差し引いた額
- (2) 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から減額後の契約金額の 3 割（土木工事、建築工事及び設備工事については、4 割）に相当する額を差し引いた額

- 2 規則第37条第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第9の規定により、保証契約変更後の保証証書を組合に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 3 規則第37条第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から管理者が指定する日までに当該前払金を返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「法定利率」という。）を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。
- 4 規則第37条第2項に規定する場合において、残工期が、30日未満のときその他管理者が必要がないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

第9 保証契約の変更

規則第37条第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を組合に提出させるものとする。

- 2 契約の相手方は、既定の工期が変更された場合には、管理者に代わり、保証事業会社に対し工期の変更を通知するものとする。
- 3 規則第37条第2項の規定により前払金を返還させる場合において契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を組合に提出させるものとする。

第10 前払金を支払った場合の部分払の限度額

前払金を支払った工事等について部分払をするときは、規則第38条第2項の規定により、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} \times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契約金額}}$$

第11 前払金の使途制限

前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払に充

ててはならないものとする。

第 1 2 保証契約が解除された場合等における前払金の返還規則第 3 7 条第 3 項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第 3 7 条第 3 項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定利率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

第 1 3 中間前金払の対象

規則第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する中間前金払の対象は、規則第 3 7 条第 1 項の規定により前金払をした工事等（土木工事、建築工事及び設備工事に限る。）のうち、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

第 1 4 中間前金払の制限

第 1 3 の規定により、中間前金払の対象とされる工事であっても、規則第 3 8 条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わない。

第 1 5 中間前金払の認定請求等

契約の相手方が中間前金払の支払を受けようとするときは、認定請求書（第 1 号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出を受けたときは、直ちに当該認定に係る調査を行わなければならない。

3 前項の調査は、工事に関する事項を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）が行うものとし、工事主管課長はその結果が妥当と認めるときは、認定調書（第 2 号様式）を作成のうえ、契約の相手方に交付しなければならない。

第 1 6 準用

第 3 第 2 項、第 4 から第 9 まで、第 1 1 及び第 1 2 の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、第 8 第 1 項各号列記以外の部分中「1 億円」とあるのは「5, 0 0 0 万円」と、「1 割」とあるのは「1 0 0 分の 5」と、同項第 1 号及び第 2 号中「3 割（土木工事、建築工事及び設備工事については、4 割）」とあるのは「2 割」と読み替えるものとする。

第 1 7 2 年度以上にわたる工事等の前払金

2 年度以上にわたる工事等であっても、前払金は契約金額の 3 割（土木工事、建築工事及び設備工事については、4 割）、中間前払金は契約金額の 2 割に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金及び中間前払金の額の合計が年度末における当該工事等の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越しその他により次年度に繰り越される工事等に係る前払金及び中間前払金について適用する。

第 1 8 債務負担行為を伴う工事等の特例

債務負担行為を伴う工事等であるため第 3 第 2 項の規定により前払金又は中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合において管理者が必要と認めるときは、翌年度開始後に当該支払うことができなかった分の前払金及び中間前払金を支払うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 5 年 7 月 3 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 1 5 関係）

年 月 日

東京都十一市競輪事業組合 管理者 宛

請求者（契約締結権限者）

所在地

商号又は名称

氏名

認 定 請 求 書

次の工事に係る中間前払金を請求したいので、東京都十一市競輪事業組合公共工事の前払金及び中間前払金取扱要綱第 1 5 の規定により要件を満たしていることの認定を請求します。

工 事 件 名			
履 行 場 所			
工 期	～		
契 約 番 号		既 前 払 金 受 領 額	
契 約 年 月 日		中 間 前 払 金 請 求 予 定 額	
契 約 金 額		工 期 の 中 間 日	

【※以下の太枠内は、工事担当課において記載する。】

工事担当課 受領日	
中間履行確 認年月日	
摘要：監督員は、上記の内容について、現況と相違がないことを確認するものとする。 （参考）地方自治法施行規則附則第 3 条第 2 項 （1） 工期の 2 分の 1 を経過していること。 （2） 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。	

注 請求者は、上記書式に記載のうえ、工事担当課の監督員に提出すること。

第 2 号様式（第 1 5 関係）

年 月 日

様

東京都十一市競輪事業組合
管理者

認 定 調 書

次の工事について，中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定します。

工 事 件 名	
履 行 場 所	
工 期	～
契 約 番 号	
契 約 年 月 日	
契 約 金 額	
既前払金支払済額	
中 間 前 払 金 額 （ 上 限 額 ）	
摘 要	